

# 四国地方整備局発注工事における 工事関係書類等の適正化指針 概要版

令和2年3月

国土交通省 四国地方整備局

## ①協議書(協議・指示等)

- 指示の迅速化
- 協議書類の明確化

### 【ケース1】発注者が行うべき作業を受注者がサービスとして代行

- ◎ 照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします。
- ◎ 設計等に時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するように指導します。  
なお、これに伴い、設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)及び工期延期の必要が生じた場合については、変更契約にて対応します。
- ◎ 指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、「土木工事書類作成マニュアル2-1工事打合わせ簿(1)1)指示」に「なお、指示を行う場合において、概算金額算出など時間を要するものは、追って通知するなど、現場作業に遅れが生じないように留意すること。」を追記します。

### 【ケース2】総括打合せにおける協議事項の取り扱い

- ◎ 工事着工に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。
- ◎ 指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。

### 【ケース3】受注者発議による工事打合せ簿に添付する資料

- ◎ 必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。
- ◎ なお、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実に努めるよう指導します。

## ②発注内容・設計照査

- 設計図書の充実化
- 概算発注時における指示の迅速化

### 【ケース1】発注時より工事変更を予定、工事が一時中止の場合も

- ◎ 当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。

### 【ケース2】工事内容への疑問や、複数にまたがる設計成果からの確認内容が多く、資料作成に多大な労力がかかる

- ◎ 課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。なお、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。

### 【ケース3】概算発注で施工する工種、数量等の検討

- ◎ やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。

## ●書類の削減など土木工事書類作成マニュアルを改定

### 書類を3つ削減

- ・検査書類の「工事完成写真」「工事完成調書」
- ・休日・夜間作業届（週間工程会議等で監督職員が理由を含め事前に把握している場合）

### 提出部数を1部と明示

- ・発注者に提出する部数を1部と土木工事書類作成マニュアルに明示  
※別に定めがある場合はこの限りではない。

### 協議の添付書類の明確化

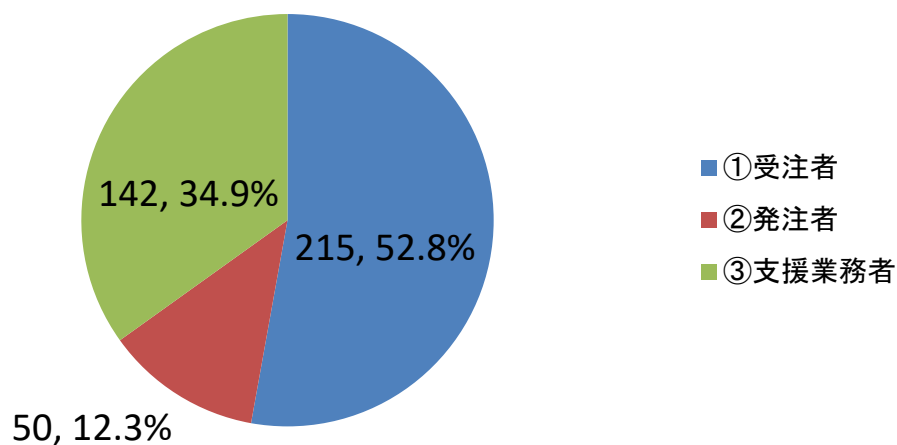
- ・必要最小限の添付書類として、「理由、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等、概算金額(参考値)、延長必要日数等」を土木工事書類作成マニュアルに明示

# 【参考】アンケート調査の実施

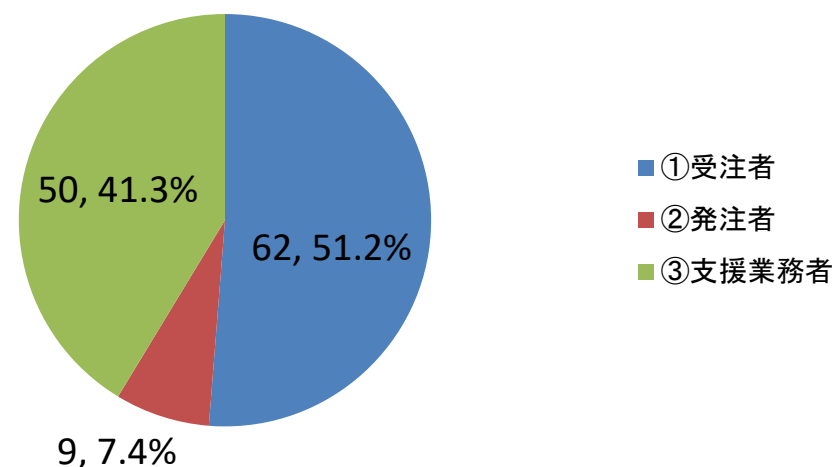
○平成31年4月1日以降に契約し、2ヶ月以上経過した工事(対象工事件数480件)の関係者(受注者、発注者、支援業務従事者)に、「工事関係書類等の適正化指針(案)」「土木工事書類作成マニュアル」「自由意見」のアンケートを実施しました。

○全体で407件の意見が提出されました。(回答者数339人)

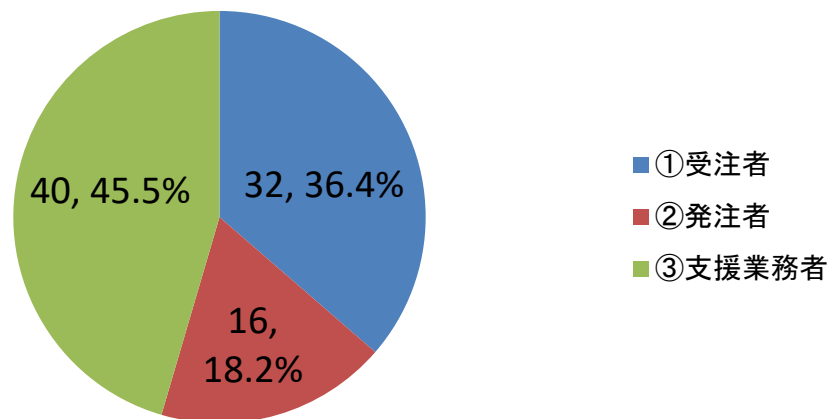
全体提出意見数  
N=407



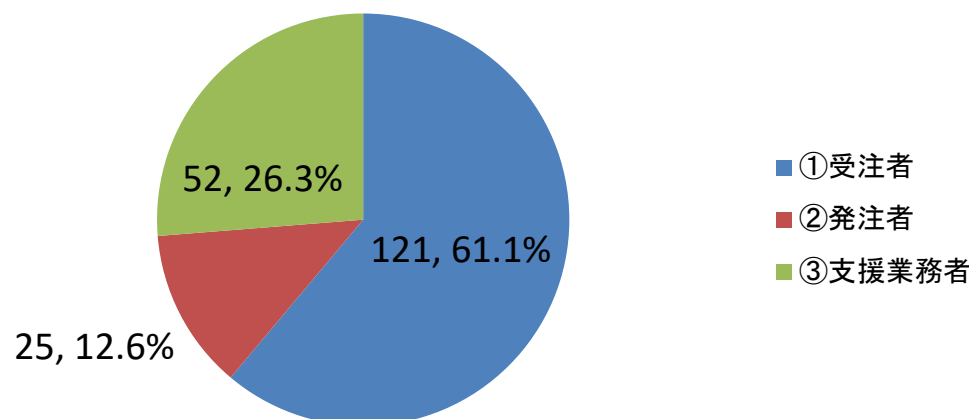
工事関係書類等の適正化指針(案)について  
N=121



土木工事書類作成マニュアルについて  
N=88



自由意見  
N=198



# 【参考】アンケート調査の実施

- 提出された407件の意見のうち、「工事関係書類等の適正化指針」への意見は255件。
- 多かった意見は、概算発注及び協議に関する事で「②発注内容・設計照査」の55件、「①協議書（協議指示等）」の26件、「⑫監督体制・情報共有」の26件

項目	工事関係書類等の適正化指針への意見	自由意見	合計
①協議書（協議指示等）	17	9	26
②発注内容・設計照査	20	35	55
③地元、関係機関協議・支障物件	4	1	5
④施工計画・施工管理体制	17	2	19
⑤施工・安全管理	2	7	9
⑥工程管理	1	1	2
⑦写真管理	6	4	10
⑧材料品質管理書類	3	2	5
⑨出来形管理書類	7	5	12
⑩日報等の報告	4		4
⑪完成図書	16	5	21
⑫監督体制・情報共有	4	22	26
⑬設計変更	1	5	6
⑭その他	16	39	55
小計（①～⑭）	118	137	255
土木工事書類作成マニュアルへの意見			84
合計	118	137	339

※重複する意見等で68件を除く

